

大妻女子大学育英奨学金給与規程

平成4年5月27日

制定

(目的)

第1条 この規程は、大妻学院育英奨学基金に基づく大妻女子大学大学院学生、学部学生及び大妻女子大学短期大学部学生に対する奨学金の給与について定めることを目的とする。

(奨学金の月額)

第2条 奨学金の月額は、次表のとおりとする。

| 大学院 学生 | 区分 | 修士課程 在学者 | 博士課程 在学者 |
|-----------|-------|-------------|-------------|
| | 自宅通学 | 20,000円 | 30,000円 |
| | 自宅外通学 | 30,000円 | 50,000円 |

| | |
|--------------|---------|
| 学部学生・短期大学部学生 | 20,000円 |
|--------------|---------|

(採用)

第3条 奨学金を給与される学生は、学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難な者とし、毎年度公募される奨学金の受給希望者の中から第4条の奨学生選考委員会が選考した者につき、学長がその採用を決定する。

2 奨学生選考においては、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準を準用する。

3 学校法人大妻学院特別育英奨学金との併給は認めない。

(奨学生選考委員会)

第4条 奨学金の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、次の各号の委員をもって構成する奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(1) 副学長1名

(2) 大学院学生については研究科長及び各専攻主任、学部学生及び短期大学部生については各学部長及び短期大学部長

(3) 事務局長及び学生支援センター部長

2 委員長は副学長をもって充てる。

(申請)

第5条 奨学金の給与を希望する者は、次の書類を学生支援センター学生支援グループに提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 大学院学生については指導教員の推薦書、学部学生及び短期大学部学生についてはクラス指導主任の推薦書

(3) 学業成績証明書

- (4) 健康診断書
- (5) 所得証明書
- (6) その他大学が特に提出を求めるもの
(期間)

第6条 奨学生に採用された者は、当該年度の奨学金の給与を受けることができる。

(支給方法)

第7条 奨学金は、毎月本人に支給する。ただし、特別の事情あるときは、数か月分を合わせて支給することがある。

(停止・取消)

第8条 奨学生が休学若しくは退学し、又は受給条件の著しい変化その他の理由で委員会が必要と認めたときは、学長はその給与を停止し、又はその採用を取り消すことができる。

(返還)

第9条 奨学生が前条の規定により採用を取り消された場合には、学長は本人又はその保証人に対し、すでに給与した奨学金の一部又は全部を一定期間内に返還させることができる。

(報告書等)

第10条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を学長あて提出しなければならない。

(関係会議)

第11条 第3条の規定により採用を決定された奨学生について、大学院奨学生にあつては研究科委員会に、学部奨学生及び短期大学部奨学生にあつては各教授会に報告されるものとする。

(庶務)

第12条 この奨学金の給与に関する庶務は、学生支援センター学生支援グループにおいて行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給与について必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃、委員会の議を経て、育英奨学基金委員会がこれを定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成4年5月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年7月22日施行の大妻女子大学育英奨学金給与規程は、廃止する。

(学部奨学生及び短期大学部奨学生の募集に関する申し合わせ事項)

- 1 奨学生の応募者は、当分の間、学生の入学後家計支持者の死亡又は長期療養等により、学費の支弁が困難になった者に限るものとする。

2 奨学生の募集に当たっては、あらかじめ学部学生及び短期大学部学生の総数の比率により、それぞれの奨学生の採用人数を定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 3 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 3 号の規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。